

## 第87回 定時株主総会 招集ご通知

### 開催日時

2022年6月29日（水曜日）午前9時  
受付開始：午前8時

### 開催場所

富山県黒部市吉田200番地  
Y K K 50ビル3階会議場  
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)

### 議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件

### 目次

第87回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
(添付書類)	
事業報告	22
連結計算書類	51
計算書類	54
監査報告書	57

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて

- ・感染症拡大防止に向けた当社対応につきまして、本招集ご通知3頁をご確認ください。
- ・本年は、株主総会終了後の「株主様ツアー」は中止とさせていただきます。

株主各位

2022年6月8日

東京都千代田区神田和泉町1番地

**YKK株式会社**

代表取締役会長 **猿丸 雅之**

## 第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面（議決権行使書用紙）または電磁的方法（インターネット等）によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、4頁の方法により2022年6月28日（火曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

<b>1 日 時</b>	2022年6月29日（水曜日）午前9時（受付開始：午前8時）
<b>2 場 所</b>	富山県黒部市吉田200番地 Y K K 50ビル 3階会議場 (末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)
<b>3 目的事項</b>	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第87期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第87期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 剰余金の処分の件</li> <li>第2号議案 定款一部変更の件</li> <li>第3号議案 取締役10名選任の件</li> <li>第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件</li> <li>第5号議案 役員賞与支給の件</li> </ol>
<b>4 議決権行使についてのご案内</b>	4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。代理人によるご出席の場合は、委任された株主の議決権行使書用紙及び委任状を会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。
- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定により、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。なお、本招集ご通知添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。
- ウェブサイト掲載書類につきましては、ご希望される株主様に郵送させていただきますので、当社担当窓口（TEL:03-3864-2033）までお知らせください。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.ykk.co.jp/japanese/corporate/financial/index.html>)

- 節電対応の一環として、株主総会当日はクールビズでご対応させていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた当社の対応について

2022年6月29日（水）第87回定時株主総会にあたり、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主様の体調に応じて、議決権行使書による議決権の事前行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。議決権行使書による議決権の事前行使の方法等の詳細につきましては、本招集ご通知4頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

疾患の影響が大きいとされる、ご高齢の方、基礎疾患のある方、及び妊娠中の方などにおかれましては、ご来場に関して特に慎重なご判断をお願い申し上げます。

本株主総会開催日時点の感染症拡大状況やご自身の体調を慎重にお確かめの上、ご来場される場合は、マスク着用などの感染予防にご配慮くださいますようお願い申し上げます。また、当日は、アルコール消毒液を会場に設置する予定であり、ご使用についてご協力をお願いする場合があります。また、入口でご来場の皆様の体調・体温を確認させていただき、体調のすぐれない株主様、体温の高い株主様は入場をご遠慮いただくこともございます。

本株主総会の運営スタッフ及び出席役員等は、マスク着用で対応をさせていただきます。

本株主総会の運営につきましては、座席の間隔を広く設けるとともに、ご滞在時間短縮のため、報告内容を簡略化するなど円滑な議事進行に努めてまいります。また、毎年定時株主総会終了後に開催しておりました「株主様ツアー」につきましては、本年は感染症拡大防止の観点から中止とさせていただきます。予めご了承のほどお願い申し上げます。

今後の状況によりやむを得ず株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.ykk.co.jp/japanese/>) にてお知らせいたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
以下の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）  
午後5時40分入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）  
午後5時40分到着分まで



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月29日（水曜日）  
午前9時（受付開始：午前8時）

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

#### 第1号議案・第2号議案・第4号議案・第5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

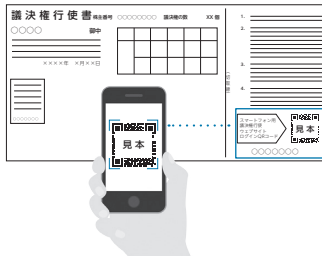
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

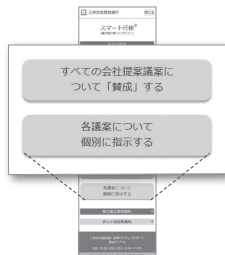
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

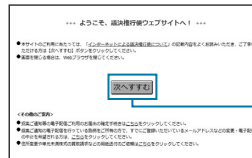
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

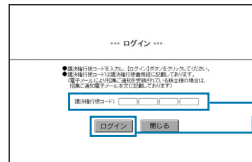
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

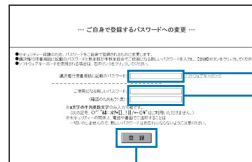
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の配当につきましては、健全な財務体質を維持・強化するための内部留保の充実を図りつつ、安定的な配当の継続を基本とし、連結業績等を総合的に勘案して決定するとの方針を踏まえ、次のとおりといたしたいと存じます。

当期の連結業績は、連結営業利益が601億円、親会社株主に帰属する当期純利益が440億円となりました。当社グループを取り巻く事業環境につきましては、2022年度も引き続き慎重な見極めが必要ですが、当期の期末配当金は、連結業績や今後の事業展開のための資金需要等を総合的に勘案して、前期比200円増額の当社株式1株につき2,600円とさせていただきたいと存じます。

また、将来にわたって安定的な配当を目指していくために配当準備積立金を300,000,000円増額し、内部留保の充実を図るために別途積立金を10,900,000,000円増額することといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社株式1株につき金 <b>2,600円</b> 配当総額 <b>3,117,043,930円</b>
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月30日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金 <b>11,200,000,000円</b>
増加する剰余金の項目及びその額	配当準備積立金 <b>300,000,000円</b> 別途積立金 <b>10,900,000,000円</b>

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 第1 変更の理由

- 1 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度の導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - (1) 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等について、会社法第325条の2に定められた電子提供措置をとる旨を定めるものであります。これにより当社は、2023年3月1日以降に開催する株主総会から、株主総会資料等について、従来の書面郵送方式ではなくインターネット上の当社ホームページ等に掲載し、株主様にはその掲載情報をご覧いただくこととなります。
  - (2) 変更案第13条第2項は、電子提供制度導入後において、会社法第325条の5に基づき株主総会資料を書面で受領することをご希望する株主様への対応を定めたものであります。従来より、株主総会資料の一部については電子提供することが法令上認められており、当社も例年それを実施してきております。今般の会社法の改正によっても、従来と同様に、法令で認められる範囲内で株主総会資料の一部については電子提供の方法を継続することが認められており、変更案第13条第2項は、それに沿った対応を定めております。
  - (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとします。
- 2 災害等の不測の事態が原因で株主総会を適時に開催することが困難であると判断される場合等、剰余金の配当について機動的・柔軟に決定する必要性が認められる場合において、株主総会の決議を要せずに剰余金の配当等を行うことを可能とするため、剰余金の配当等を取締役会の決議によっても行い得るよう、会社法第459条第1項に基づき、変更案第41条の新設、また、それに伴う条数の変更を行うものであります。なお、会社法第460条第1項に基づく定款の定めは設けず、本変更は剰余金の配当等についての株主総会決議を排除するものではありません。
- 3 業務の効率化及び感染症流行等の不測の事態に対応すべく、取締役会及び監査役会の議事録について、署名及び記名押印に加え、会社法第396条第4項及び会社法施行規則第225条第1項第6号に基づいて電子署名を行うことができる取り扱いを明確にするための現行定款第24条及び第34条の変更となります。
- 4 現行定款第9条及び第25条中、株式取扱規定及び取締役会規定に含まれる「規定」の表記を変更案第9条及び第25条において「規程」に変更します。



## 第2 変更の内容

(下線は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規定)</p> <p>第9条 当会社の株式および株主の権利行使に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに署名または記名押印を行い、取締役会の日から10年間本店に備え置く。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当会社の株式および株主の権利行使に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名を行い、取締役会の日から10年間本店に備え置く。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会規定)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第34条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに署名または記名押印を行い、監査役会の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>(新設)</p> <p>第41条及び第42条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第34条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名を行い、監査役会の日から10年間本店に備え置く。</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>第42条及び第43条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p>① <u>変更前定款第13条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第13条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書に規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（10名）は任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号

1

さる まる まさ ゆき  
**猿丸 雅之** (1951年6月26日生)

再任

所有する当社の株式数

140.6株

取締役会出席状況

13/13回

#### 【略歴、当社における地位及び担当】

1975年3月	当社入社
1977年3月より1994年3月まで	米国に海外勤務
1999年6月	当社常務 ファスニング事業本部 ファスナー事業部 グローバルマーケティンググループ長
2003年4月	当社上席常務 ファスニング事業本部 ファスナー事業部長
2007年10月	当社上席常務 ファスニング事業本部長
2008年4月	当社副社長 ファスニング事業本部長
2008年6月	当社取締役 副社長 ファスニング事業本部長
2011年6月	当社代表取締役社長
2017年4月	当社代表取締役副会長
2017年6月	日立化成(株) (現 昭和電工マテリアルズ(株)) 社外取締役
2018年6月	当社代表取締役会長 (現在)
2020年6月	YKK A P(株)取締役 (現在)

#### 【重要な兼職の状況】

YKK A P(株)取締役  
YKKコーポレーション・オブ・アメリカ取締役会長  
YKK中国投資社董事長

#### 取締役候補者とした理由

猿丸雅之氏は、略歴に記載のとおり、米国での海外勤務を含め、長年にわたりファスニング事業に携わった後、2008年6月に当社取締役に就任し、2011年6月から2017年3月まで当社代表取締役社長を務め、2018年6月より当社代表取締役会長に就任しております。これらの経歴の中で、同氏は、特にファスニング事業を中心として当社の事業を成長・拡大させるなどの実績を重ねており、また他の企業での社外役員を務めるなど、経営に関する相当の知見と豊富な経験を有しております。以上のことから、引き続き、当社の取締役として、当社グループの経営についての的確な意思決定や監督ができるものと判断しました。



所有する当社の株式数

84.6株

取締役会出席状況

13/13回

候補者番号

2

おお くに ひろ あき

大谷 裕明

(1959年11月27日生)

再任

### 【略歴、当社における地位及び担当】

1982年 3月 当社入社  
1984年12月より2014年 3月まで香港、中国に海外勤務  
2014年 4月 当社副社長 ファスニング事業本部長  
2014年 6月 当社取締役 副社長 ファスニング事業本部長  
2017年 4月 当社代表取締役社長 (現在)

### 【重要な兼職の状況】

Y K Kホールディング・ヨーロッパ社取締役会長  
Y K Kホールディング・アジア社取締役会長

### 取締役候補者とした理由

大谷裕明氏は、略歴に記載のとおり、中国での海外勤務を含め、長年にわたりファスニング事業に携わった後、2014年6月に当社取締役に就任し、2017年4月より当社代表取締役社長に就任しております。これらの経歴の中で、同氏は、特に当社における事業方針として「ものづくりの進化と革新」～Standard向けのY K Kものづくりへの挑戦～を掲げ、積極的な事業展開を加速させるなどの実績を重ねており、経営に関する相当の知見と豊富な経験を有しております。以上のことから、引き続き、当社の取締役として、当社グループの経営についての的確な意思決定や監督ができるものと判断しました。



候補者番号

3

まつしま こういち  
松嶋 耕一

(1968年9月1日生)

再任

### 【略歴、当社における地位及び担当】

- 1991年4月 当社入社
- 1998年2月より2017年3月まで欧州、中国、アジアに海外勤務
- 2017年4月 当社副社長 ファスニング事業本部長
- 2018年4月 当社副社長 ファスニング事業本部長  
兼 ファスニング事業本部 ファスナー事業部長
- 2018年6月 当社取締役 副社長 ファスニング事業本部長  
兼 ファスニング事業本部 ファスナー事業部長
- 2021年4月 当社取締役 副社長 営業本部長（現在）

所有する当社の株式数

50.0株

取締役会出席状況

13/13回

### 取締役候補者とした理由

松嶋耕一氏は、略歴に記載のとおり、欧州、中国、アジアでの海外勤務を含め、長年にわたりファスニング事業に携わった後、2017年4月に当社副社長 ファスニング事業本部長に就任し、2018年6月より当社取締役に就任しております。これらの経歴の中で、同氏は、特にファスニング事業における事業方針として「更なる量的成長を目指して」を掲げ、積極的な事業展開を加速させるなどの実績を重ねており、経営に関する相当の知見と豊富な経験を有しております。以上のことから、引き続き、当社の取締役として、当社グループの経営についての的確な意思決定や監督ができるものと判断しました。



所有する当社の株式数

50.6株

取締役会出席状況

13/13回

候補者番号

4

い け だ ふ み お  
池 田 文 夫

(1958年2月23日生)

再任

### 【略歴、当社における地位及び担当】

1980年 3月	当社入社
2007年 4月	当社執行役員 工機事業本部 産業機械事業部 産業機械技術センター所長
2009年 4月	当社専門役員 工機事業本部 建材機械事業部 建材機械技術開発部長
2010年 4月	当社執行役員 工機技術本部 製造技術開発部 建材グループ長
2011年 4月	当社常務 工機技術本部 製造技術開発部 建材グループ長
2013年 4月	当社執行役員 工機技術本部 製造技術開発部 A Pグループ長
2016年 4月	当社執行役員 工機技術本部 製造技術開発部長
2017年 4月	当社副社長 工機技術本部長 兼 工機技術本部 製造技術開発部長
2018年 6月	当社取締役 副社長 工機技術本部長 兼 工機技術本部 製造技術開発部長
2021年 4月	当社取締役 副社長 製造・技術本部長（現在）

### 取締役候補者とした理由

池田文夫氏は、略歴に記載のとおり、長年にわたり当社工機部門に携わった後、2017年4月に当社副社長 工機技術本部長に就任し、2018年6月より当社取締役に就任しております。これらの経歴の中で、同氏は、特に工機技術本部における執行方針として「基盤となる要素技術の強化と進化」を掲げ、ファスニング・A P両事業の成長戦略を支援するなどの実績を重ねており、経営に関する相当の知見と豊富な経験を有しております。以上のことから、引き続き、当社の取締役として、当社グループの経営についての的確な意思決定や監督ができるものと判断しました。



候補者番号

5

ほんだ さとし  
本田 聡

(1965年10月16日生)

再任

所有する当社の株式数

52.0株

取締役会出席状況

13/13回

### 【略歴、当社における地位及び担当】

1989年 4月 当社入社  
 1991年 3月より2009年 3月まで米国に海外勤務  
 2009年 4月 当社常務 経営企画室長  
 2013年 4月 当社執行役員 経営企画室長  
 2016年 4月 当社執行役員 経営企画室長 兼 グループ執行役員 南米担当  
 2017年 4月 当社執行役員 経営企画室長  
 2019年 4月 当社副社長 経営管理担当 兼 経営企画室長  
 2020年 4月 当社副社長 経営管理担当  
 2020年 6月 当社取締役 年金政策担当  
 CFO（最高財務責任者）  
 副社長 財務政策・経営管理担当  
 2021年 4月 当社取締役 年金政策担当  
 CFO  
 副社長 管理本部長（現在）

### 【重要な兼職の状況】

Y K K 企業年金基金理事長  
 Y K K 健康保険組合理事長

### 取締役候補者とした理由

本田聡氏は、略歴に記載のとおり、米国での海外勤務を含め、長年にわたり経営企画に携わり、2019年4月に当社副社長 経営管理担当に就任し、2020年6月より当社取締役 年金政策担当 CFO（最高財務責任者）に就任しております。これらの経歴の中で、同氏は、特にグローバルに事業展開を行う当社グループにおける財務・投資リスクを適切に管理する体制の構築に貢献するなどの実績を重ねており、経営に関する相当の見識と豊富な経験を有しております。以上のことから、引き続き、当社の取締役として、当社グループの経営についての的確な意思決定や監督ができるものと判断しました。



候補者番号

6

ばん ば じ いち

馬場 治一 (1956年2月3日生)

再任

所有する当社の株式数

50.6株

取締役会出席状況

13/13回

### 【略歴、当社における地位及び担当】

1978年3月 当社入社  
1983年3月より2005年3月まで欧州、台湾に海外勤務  
2006年4月 当社執行役員 ファスニング事業本部  
ファスナー事業部 ファスナー製造統括部長  
2008年4月 当社常務 ファスニング事業本部  
ファスナー事業部 ファスナー製造統括部長  
2009年4月 当社常務 ファスニング事業本部 技術開発センター所長  
2010年4月 当社常務 ファスニング事業本部 商品開発センター所長  
2013年4月 当社執行役員 ファスニング事業本部 製造・技術部長  
2016年6月 当社取締役  
執行役員 ファスニング事業本部 製造・技術部長  
2017年4月 当社取締役  
執行役員 ファスニング事業本部 製造・技術、開発担当  
2018年4月 当社取締役 ファスニング事業 製造・技術、開発担当  
2021年4月 当社取締役 研究開発担当（現在）

### 取締役候補者とした理由

馬場治一氏は、略歴に記載のとおり、欧州などでの海外勤務を経て、ファスニング事業本部商品開発センター所長、同製造・技術部長などを歴任した後、2016年6月に当社取締役に就任し、現在は当社取締役 研究開発担当に就任しております。これらの経歴の中で、同氏は、特にファスニング事業における事業競争力の強化に向けた製造基盤の確立や技術・開発力の強化などの実績を重ねており、経営に関する相当の知見と豊富な経験を有しております。以上のことから、引き続き、当社の取締役として、当社グループの経営についての的確な意思決定や監督ができるものと判断しました。





候補者番号

7

よし だ  
吉田 明

あきら

(1953年6月29日生)

再任

所有する当社の株式数

84.6株

取締役会出席状況

13/13回

### 【略歴、当社における地位及び担当】

1977年 3月 当社入社  
 1988年 4月より1995年 3月まで米国に海外勤務  
 2004年 4月 当社執行役員 ファスニング事業本部 S CM統括室長  
 2005年 4月 当社常務 ファスニング事業本部 S CM統括室長  
 2008年 4月 当社常務 ファスニング事業本部 事業企画室長  
 2009年 4月 当社上席常務 ファスニング事業本部 事業企画センター所長  
 2010年11月 当社上席常務 経営管理担当  
 2011年 4月 当社上席常務 財務政策・経営管理担当  
 2011年 6月 当社取締役 年金政策担当  
 CFO（最高財務責任者）  
 上席常務 財務政策・経営管理担当  
 Y K K A P(株)取締役 財務政策担当  
 2012年 4月 当社取締役 年金政策担当 CFO  
 副社長 財務政策・経営管理担当  
 2019年 4月 当社取締役 副会長  
 年金政策・財務政策担当  
 CFO  
 2020年 6月 Y K K A P(株)代表取締役会長（現在）  
 当社取締役（現在）

### 【重要な兼職の状況】

Y K K A P(株)代表取締役会長

### 取締役候補者とした理由

吉田明氏は、略歴に記載のとおり、米国での海外勤務などを経て、2011年6月に当社取締役 年金政策担当 CFO（最高財務責任者）、2019年4月に当社取締役 副会長 年金政策・財務政策担当 CFOを歴任しております。また、2020年6月にY K K A P(株)代表取締役会長に就任しております。これらの経歴の中で、同氏は、グローバルに事業展開を行う当社グループにおける経営管理に長年取り組むことで事業の成長に貢献するなどの実績を重ねており、経営に関する相当の知見と豊富な経験を有しております。以上のことから、引き続き、当社の取締役として、当社グループの経営についての的確な意思決定や監督ができるものと判断しました。



所有する当社の株式数

0株

候補者番号

8

ゆ もと かつ や  
**湯本 克也** (1965年6月17日生)

新任

### 【略歴、当社における地位及び担当】

1989年 4月 当社入社  
1995年 5月より2001年 8月まで米国に海外勤務  
2005年 4月 YKK A P(株)管理統括部 法務部長  
2007年 4月 同社経営管理センター 法務部長  
2010年 3月 米国ニューヨーク州弁護士登録  
2010年 4月 当社執行役員 グループ法務・知財センター長  
2011年 4月 当社常務 法務・知財センター長  
2012年 4月 当社常務 法務・知財部長  
2013年 4月 当社執行役員 法務・知的財産部長  
2021年 4月 当社執行役員 管理本部 法務・知的財産部長 (現在)

### 取締役候補者とした理由

湯本克也氏は、略歴に記載のとおり、米国での海外勤務などを経て、2010年4月に執行役員 グループ法務・知財センター長に就任し、以来、当社の法務・知的財産部門の長を担っております。これらの経歴の中で、同氏は、コンプライアンス体制やリスクマネジメント体制の運用強化やリスク発生時には適切かつ迅速な対応を行うなどの実績を重ねており、経営に関する相当の知見と豊富な経験を有しております。以上のことから、当社の取締役として、当社グループの経営についての的確な意思決定や監督ができるものと判断しました。



所有する当社の株式数

0株

取締役会出席状況

13/13回

候補者番号

9

おの けいのすけ  
小野 桂之介

(1940年10月30日生)

再任

### 【略歴、当社における地位及び担当】

1984年 4月	慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授
1997年 6月	同大学院経営管理研究科委員長
1997年10月	同大学院ビジネス・スクール校長
2001年 5月	久光製薬(株)社外監査役 (現在)
2003年 7月	当社経営顧問
2005年 4月	慶應義塾大学名誉教授 (現在) 中部大学経営情報学部長・教授 兼 大学院経営情報学研究科長
2007年 4月	中部大学学監 経営情報学部長・教授 兼 大学院経営情報学研究科長
2007年 6月	当社社外取締役 (現在)
2010年 4月	中部大学副学長 兼 教授
2014年 4月	中部大学特任教授
2015年 4月	中部大学名誉教授 (現在)

### 【重要な兼職の状況】

久光製薬(株)社外監査役

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小野桂之介氏は、略歴に記載のとおり、慶應義塾大学や中部大学での教授などを歴任しており、経営に対する造詣が深く、2007年6月に当社社外取締役に就任いただいた後、当社の取締役会においてミッション経営の見地より当社の企業価値の向上に向けた意見をいただいております。今後も引き続き当社の経営について幅広い見識と豊富な経験に基づき助言・監督を行う役割を果たしていただくことが期待できるものと判断したことから、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。また、同氏が再任された場合は、指名・報酬委員会の委員として役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。



所有する当社の株式数

0株

候補者番号

10

おかだ えりか  
岡田 英理香

(1965年8月18日生)

新任

### 【略歴、当社における地位及び担当】

1987年 8月	メリルリンチ入社
1989年 6月	(株)日本長期信用銀行 (現(株)新生銀行) 入行
1992年 8月	G Eキャピタル入社
1999年 8月	ワシントン大学ビジネススクール助教授
2007年 8月	ハワイ大学シャイドラスクール准教授
2013年 6月	ペンシルバニア大学ウォートンスクール客員准教授
2014年 5月	一橋大学大学院教授 (現在)
2015年 6月	(株)カカクコム社外監査役
2016年 6月	(株)りそな銀行社外取締役 (現在)
2018年 4月	ピジョン(株)社外取締役

### 【重要な兼職の状況】

一橋大学大学院教授  
(株)りそな銀行社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

岡田英理香氏は略歴に記載のとおり、国内外の企業での投資銀行業務やファイナンス業務などの経験を有し、また、国内外の大学・大学院において長年消費行動の研究に携わり、マーケティングについて高度な専門知識を有しております。これらのグローバルな経験及び高度な知見を活かし、当社の経営について助言・監督を行う役割を果たしていただくことが期待できるものと判断したことから、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小野桂之介氏及び岡田英理香氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小野桂之介氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって15年となります。
4. 小野桂之介氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の社外取締役候補者とした理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。
- また、岡田英理香氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の社外取締役候補者とした理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。
5. 小野桂之介氏は、久光製薬(株)の社外監査役であります。同社は、昨年8月、同社が製造販売する一般

用医薬品において不適切な製造を行ったことにより、佐賀県から行政処分を受けた旨を公表しました。同氏は、本件事実（一般用医薬品の不適切な製造）が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。同社の取締役会等において、日頃からガバナンス向上やコンプライアンスの観点から助言及び注意喚起を行い、当該事実の判明後は、コンプライアンスの更なる強化及び再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求める等、その職責を適切に遂行しました。

6. 当社は、本総会において小野桂之介氏の再任又は岡田英理香氏の選任が承認された場合、各候補者との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
7. 当社は、本総会において、各候補者の再任又は選任が承認された場合、各候補者との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定であります。
8. 当社は、当社及び当社子会社であるYKK AP(株)の全取締役、監査役、執行役員及び専門役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、当該保険の保険料は全て当社及び当社子会社であるYKK AP(株)が負担しております。各候補者は、当該保険契約の被保険者となっており、また、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中で同内容で更新することを予定しております。

#### 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される矢澤哲男氏及び大澤佳雄氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた個人別の報酬等の内容にかかる決定方針及び社内規定に沿って取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
矢澤哲男	2008年6月 当社取締役 2010年6月 当社取締役 コンプライアンス担当 CRO（現在）
大澤佳雄	2016年6月 当社社外取締役（現在）

#### 第5号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時点の取締役10名（うち社外取締役2名）に対し総額98,000,000円（うち社外取締役分10,000,000円）及び監査役4名（うち社外監査役3名）に対し総額21,000,000円（うち社外監査役分15,000,000円）の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

また、当社の取締役の個人別報酬等の内容の決定に関する方針は事業報告39頁から40頁までに記載のとおりであり、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。本議案は、取締役に対して付与する業績連動報酬としての役員賞与枠の決定を含む議案であるところ、当該方針において定められた業績連動報酬に関する算定の基準、取締役報酬全体に対して占める割合の水準、付与対象となる取締役の人数水準などに照らして必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。

以上

(添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

(経済環境)

当期における日本経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中、消費者マインドの持ち直しが見られ、経済社会活動の正常化が緩やかに進みました。世界経済は、米国や欧州各国においては経済対策等により個人消費が堅調に推移した一方で、中国においては電力制限による企業の生産活動停滞や新型コロナウイルスの感染再拡大等により、年度後半に景気の減速感が見られました。世界的な半導体の需給逼迫や供給面での制約、原材料価格の高騰が続く中、ウクライナ情勢による先行き不透明感も増しており、今後の動向を引き続き注視する必要があります。

(当期の連結業績)

このような環境の中、第6次中期経営計画（2021年度～2024年度）の初年度である当期は、前中期から継承する中期経営ビジョン「Technology Oriented Value Creation『技術に裏付けられた価値創造』」のもと、第6次中期事業方針として、当社では「新常态下での持続的成長～多様な顧客要望の実現と顧客創造～」の実現を、YKK AP(株)では「商品による社会価値の提供とモノづくり改革の実現」を目指し、それぞれの事業を推進してまいりました。前期は年間を通じて新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた一年でしたが、当期はその反動による需要増加に上手く対応できたことや、原材料・資材価格高騰等の減益要因を各種

コストダウン施策により最小限に抑えられたことで、ファスニング事業を中心に、未曾有の事態に陥った前期から大きく業績を回復しました。

その結果、当期の連結業績は、売上高は前期比21.9%増の7,970億円、営業利益は前期比128.3%増の601億円、経常利益は前期比112.3%増の639億円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比154.3%増の440億円となりました。

(事業別の業績)

当期の事業別売上高及び営業利益は、次のとおりであります。

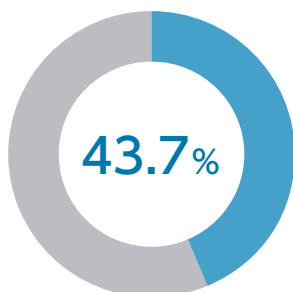
		2020年度 (第86期)	2021年度 (第87期当期)	前期比増減額	前期比 増減率
		億円	億円	億円	%
売上高	ファスニング事業	2,473	3,481	1,008	40.7
	A P 事業	4,028	4,463	434	10.8
	その他の	216	265	49	22.8
	計	6,718	8,210	1,491	22.2
	消去又は全社 連結	△181	△240	△59	-
		6,537	7,970	1,432	21.9
営業利益	ファスニング事業	60	423	363	601.6
	A P 事業	204	173	△31	△15.2
	その他の	12	16	4	32.6
	計	278	614	336	121.0
	消去又は全社 連結	△14	△12	1	-
		263	601	338	128.3

(注) 2020年度については、2021年度の組織再編に伴う新たな区分に基づいて作成しております。

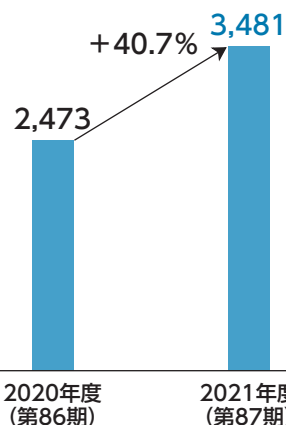


ファスニング事業 売上高 3,481億円 営業利益 423億円

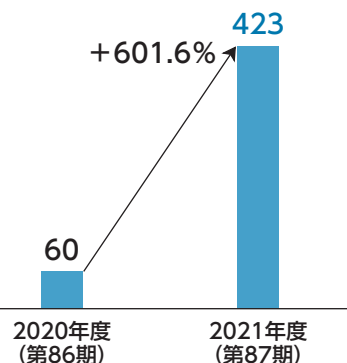
### 売上高構成比



### 売上高



### 営業利益



当期のファスニング事業を取り巻く事業環境は、世界的な新型コロナウイルスワクチンの普及とそれに伴う活動制限緩和により、欧米を中心とした消費市場が回復基調となり、アパレル小売市場でも回復の傾向が見られました。一方で、各地で繰り返される変異株による感染再拡大により工場の操業停止等を余儀なくされるなど、事業活動への影響が生じました。世界的なサプライチェーン混乱や半導体供給不足に加え、ウクライナ情勢等の地政学リスクも懸念されており、先行きを見通しにくい環境が継続しております。

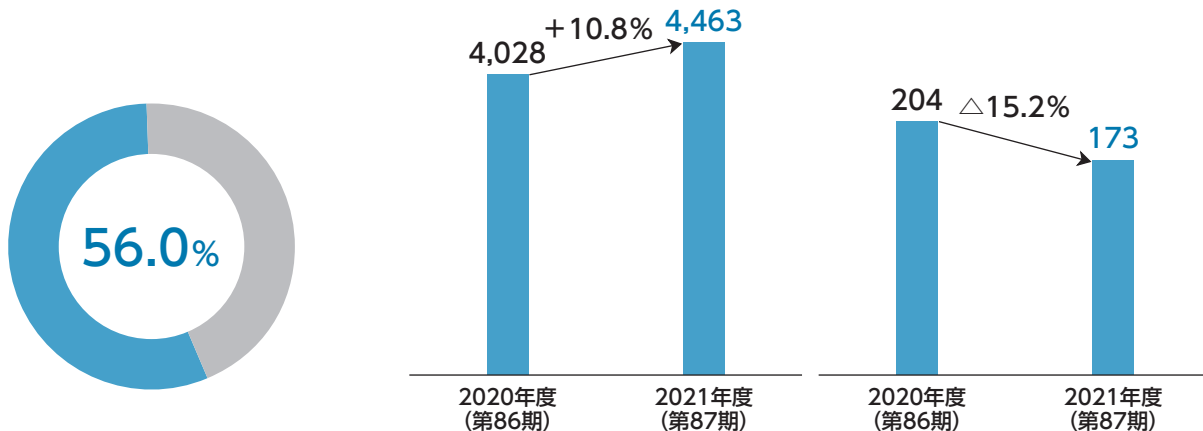
このような事業環境のもと、市況の回復に伴う増販と継続したコストダウンと納期対応、各地域での供給体制強化による顧客対応強化によって、販売を大きく伸ばしました。

地域別では、すべての地域で増収となりました。日本では、ファスニング事業全体の販売好調により材料供給等のグループ会社向け販売が増加しました。Americasでは、半導体不足により自動車向けでは低調となったものの、アパレル需要の回復に伴う販売増加により増収となりました。Europeでは、トルコ社のジーンズ向けを筆頭に加工輸出好調、高級鞆向けの販売も好調となりました。ISAMEA (India/South Asia/Middle East/Africa) では、米国市場での需要回復を着実に捕捉し販売を伸ばしました。ASEANでは、日米欧向けの加工輸出市場の回復および施策による顧客獲得により販売を大きく伸ばしました。中国では、市況回復による需要の高まりに加え納期対応等の施策による新規顧客の獲得等で増収となりました。

その結果、売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は、過去最高となる、前期比40.7%増の3,481億円となりました。営業利益は、原材料価格高騰や輸送運賃上昇の減益要因があったものの、市況回復に伴う販売ボリュームの増加と操業度の向上、価格改定及び継続的なコストダウンによる増益要因が大きく、前期比601.6%増の423億円となりました。

売上高構成比

売上高 営業利益



当期のA P事業を取り巻く事業環境は、日本国内においては、新型コロナウイルス感染症が再拡大したものの、ワクチンの普及が進む中、経済活動の正常化や各種住宅取得支援制度の下支えもあり、新設住宅着工戸数は前年を上回りました。海外においては、北米では、ビル建材の市場が回復するとともに、住宅建材では着工戸数が好調に推移しました。中国では2020年から続く政府による不動産規制の厳格化継続を受け市場は低迷、台湾では住宅着工が回復したものの、職人不足による現場遅延が深刻化、インドネシアでは同感染症の拡大があったものの、政府の景気刺激策を受け、高級戸建市場が回復しました。日本国内・海外とも、経済の回復等による需要増や環境規制等の影響による供給不足に起因した需給逼迫と原材料・資材価格の高騰が続きましました。

このような事業環境の中、第6次中期事業方針として掲げた「商品による社会価値の提供とモノづくり改革の実現」のもと、事業を推進してまいりました。

日本国内においては、ウィズコロナにおける取組みとして、オンラインイベントやWEB展示会等の新しいコミュニケーション手段を継続し、営業・消費者接点の強化を図ってまいりました。住宅事業では、樹脂窓とアルミ樹脂複合窓による高断熱化を推進し、高断熱窓化率を70%まで高めることができ、また、コロナ禍における在宅ニーズの高まりもあり、住宅リノベーション事業が伸長しました。エクステリア事業では、耐積雪・耐風圧カーポート及び門扉・フェンス等の提案強化により販売が増加しました。ビル事業では、新築分野の受注強化と改装提案の強化を進めてまいりました。

海外においては、米国のビル建材では市場の回復を受け販売が増加、住宅建材では着工戸数の増加により販売が増加しました。中国内需においては、厳しい事業環境を受け、販売は前年を下回る結果となりました。台湾では高級住宅市場において販売が増加、インドネシアでは市場の回復により販売が増加しました。

その結果、A P 事業の売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は、過去最高となる、前期比10.8%増の4,463億円となりました。営業利益は、国内では販売増加や価格改定、製造コストダウンによる増益要因があったものの、原材料・資材価格の高騰や市場競争の激化、販管費の増加などにより減益となり、全体では前期比15.2%減の173億円となりました。

その他の事業につきましては、不動産、アルミ製錬事業等を行っています。

その他の事業の売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は、前期比22.8%増の265億円、営業利益は、前期比32.6%増の16億円となりました。

## 2. 資金調達の状況

重要なものではありません。

## 3. 設備投資の状況

当期は、国内外での事業拡大に伴う投資・合理化・省力化・更新入替を中心に合計434億円の設備投資を実施いたしました。主なものは以下のとおりです。

（ファスニング事業）

台湾社発送ソーティングシステム、チュニジア社スース工場移転

（A P 事業）

埼玉窓工場A P W 3 3 0 増産対応、埼玉窓工場周辺土地取得、アルミ押出ライン再構築

## 4. 企業結合等の状況

当社は、2021年4月1日を効力発生日として、当社の機械製造事業の一部を当社の完全子会社であるY K K A P ㈱に吸収分割により承継いたしました。

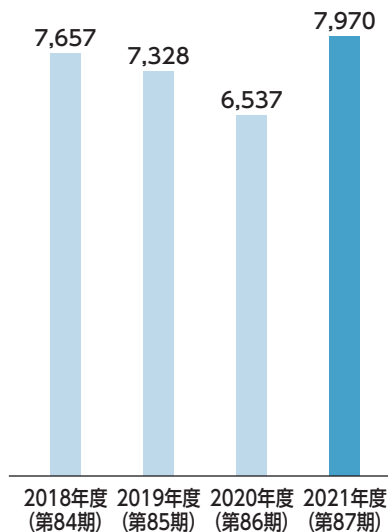
## 5. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

重要なものではありません。

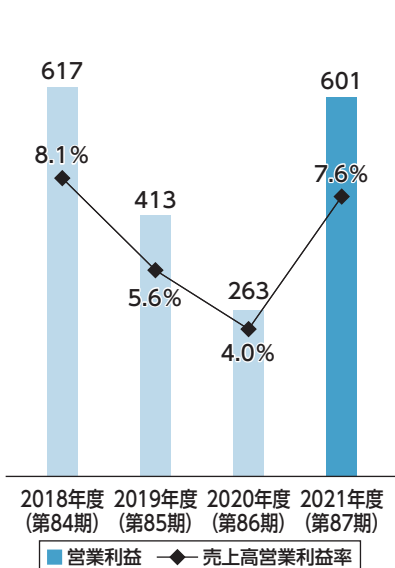
## 6. 財産及び損益の状況の推移

区 分		2018年度 (第84期)	2019年度 (第85期)	2020年度 (第86期)	2021年度 (第87期当期)
売 上 高	億円	7,657	7,328	6,537	7,970
営 業 利 益	億円	617	413	263	601
経 常 利 益	億円	644	426	301	639
親会社株主に帰属する当期純利益	億円	458	236	173	440
1株当たり当期純利益	円	38,220	19,708	14,463	36,782
総 資 産	億円	10,119	9,836	10,149	11,569
純 資 産	億円	6,711	6,625	7,355	8,372
1株当たり純資産	円	546,662	539,329	599,184	682,026

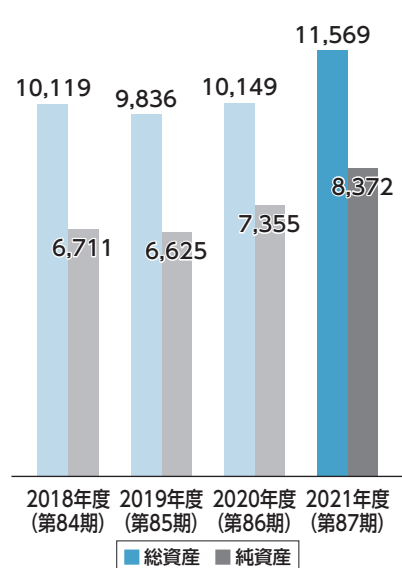
売上高



営業利益／売上高営業利益率



総資産／純資産



## 7. 対処すべき課題

当社グループは、2021年度から2024年度までの4年間を対象とする第6次中期経営計画を策定しています。その2年目となる2022年度の事業を取り巻く外部環境として、ウクライナ情勢が世界経済や需給状況、原材料・資材価格に与える影響、また環境意識の高まりを受けた規制動向や、中国における厳格なゼロコロナ政策が、世界経済および当社グループの中国国内の操業状況に与える影響を引き続き注視する必要があります。サプライチェーンの混乱や物流コストの上昇も継続しており、両事業のオペレーションや収益へ与える影響を見極めながら各種対応を行ってまいります。

ファスニング事業においては、アフターコロナの新常態を見据え、必要な時に、必要なものを、必要な分だけ供給する、「適時・適材・適量」への要求がますます高まると考えております。その具現化のために克服すべき課題として、経営の根幹に据えるとしたサステナビリティ、基幹商品の更なるコスト競争力強化、そしてこれらを支えるデジタル化が重要であると認識しております。

A P事業においては、日本国内では、新設住宅着工戸数は微減で推移していくと見込まれますが、リフォーム市場は補助金の効果が期待できるものの、資材の需給逼迫・価格高騰等の影響により前年並みと予測しております。また、住宅性能表示制度において省エネ上位等級が新設されたことを受けて、省エネ住宅が普及していくものと予測されております。資材の需給逼迫・価格高騰や円安影響による工事着工の遅れや延期、購買意欲の減退が懸念されます。海外では、米国ではビル市場は回復し、住宅市場は金利上昇の影響により軟調、中国では不動産規制継続により市場が低迷し、高級市場も縮小傾向、台湾では住宅市場は縮小傾向、インドネシアでは新型コロナウイルス感染症影響からの経済の回復に伴い住宅市場も徐々に回復すると見込まれております。

このような事業環境において、前中期から継承する第6次中期経営計画の経営ビジョン「Technology Oriented Value Creation 『技術に裏付けられた価値創造』」、そしてその最重要ポイントである「持続可能な社会の実現に向けた創造力」のもと、「商品力と提案力」、「技術力と製造力」の4つの力に加え、これらを実現するために、2021年度からの定年制度廃止も踏まえ、年齢、性別、国籍や価値観等の違いを超えた「多様な人材」の活用を掲げ、引き続き事業を推進してまいります。

なお、当社グループは、2020年度に当社とYKK AP(株)の資本と事業運営体制を見直したことを受けて、2021年度より工機技術本部をファスニング事業とAP事業にそれぞれ融合し、各事業に特化した設備開発と機械製造のエンジニアリングをよりスピーディに行う経営体制に変更しております。同じく2021年度に新設した研究開発部門であるテクノロジー・イノベーションセンターでは、ファスニング事業とAP事業の競争力強化に直結する技術の深耕と、中長期を見据えた、将来的に両事業に資する新技術や新たな事業領域の探索を引き続き行っております。

上記の経営体制のもと、前中期に引き続き第6次中期経営目標として掲げる「売上高営業利益率8.0%以上」と「ROA5.0%以上」の達成を目指し、事業競争力強化に取り組んでまいります。

#### (ファスニング事業)

ファスニング事業では、第6次中期事業方針として「新常态下での持続的成長」を掲げ、アフターコロナに想定される大きな市場の変化をチャンスと捉えて技術に裏付けられた価値創造に一層取り組んでまいります。また、サステナビリティを事業の根幹に据え、ソーシャルグッドな会社であり続ける事を目指し、前中期で掲げた「より良いものを、より安く、より速く」というスローガンに「よりサステナブルに」を加え、持続可能な社会に貢献する事業活動を進めております。

2021年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延に起因する縫製シフトや資源及び副資材価格の高騰、ロジスティクスの混乱といった状況に対して、徹底したコストダウンの取組み、ファスニンググループ全体での供給能力の活用、デジタル技術の活用や適切な価格改定等の対策を実施してまいりました。2022年度に向けては、引き続き新型コロナウイルス感染症に影響される景気動向と各国政策リスク及びその他地政学的リスクを伴い、変化の激しい事業環境が予想されております。市場変化を好機とすべく、引き続き「Value Conscious」、「Standard」、「BOP」の各カテゴリーで、最重要カテゴリーと位置付ける「Standard」を中心に、更なる事業成長に向けた各種施策に取り組むとともに、上記の中期事業方針を受けた事業の方向性として「フラットな組織体制」、「サステナビリティ強化」、「商品企画・開発強化」、「徹底したコスト競争力追求」、「デジタル活用強化」に向けた取組みを進めてまいります。

「フラットな組織体制」については、2021年度より組織を「営業本部」、「製造・技術本部」、「管理本部」の機能別組織を軸とした3本部体制に変更し、営業本部では営業と開発が融合することで商品開発機能だけでなく商品企画機能、また開発した商品を販売に繋げる取組みの強化を進め、製造・技術本部では設備開発、機械製造が同じ部門となったことによる設備開発スピードの向上およびコスト競争力の強化を推進します。

「サステナビリティ強化」については、2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指し策定した「YKKサステナビリティビジョン2050」に基づき、気候・資源・水・化学物質・人権の各カテゴリーでの取組みを強化するとともに、商品軸では「NATULON®」の基幹商品化推進、環境配慮商品として新めっき技術の「AcroPlating®」製品展開を引き続き進めてまいります。

「商品企画・開発強化」については、営業機能と商品開発機能を融合し、商品開発プロセスの強化を進めるとともに、サステナビリティを中心とした顧客・市場要望の実現に向け、各事業地域特性に応じた商品開発も併せて推進してまいります。

「徹底したコスト競争力追求」については、事業競争力の根幹にある基幹商品のコスト競争力を徹底的に継続強化しております。具体的には、Standardカテゴリー向けアイテムのコストダウンを目的とした個別プロジェクトの推進とそれによる設備価格の低減、合理化コストダウン活動及び日本本部の機能再編・融合を通じた事業コスト低減に向けた取組みを推進してまいります。

「デジタル活用強化」については、「YKKデジタルショールーム」開設に代表される、顧客と繋がる環境整備や事業スピードを向上するためのデジタル技術を活用した業務設計・導入推進に引き続き取り組んでまいります。また、製造現場では、AIやロボット、IoT技術を活用し、黒部工場にて昨年稼働を開始した無停止・無人生産ラインのプロトラインの改良を進めます。より一層、製造のDX化（Digital Transformation）を推進し、ものづくり強化とともにスマートファクトリー化を目指して取り組んでまいります。

そして投資計画については、サステナビリティやデジタル関連への投資を積極的に実施することに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による顧客動向や物流の混乱を踏まえて、各地の内製化をより進めるなど、事業地域毎の特性を考慮したバランスの取れた投資を実行してまいります。

## (A P 事業)

A P 事業では、パーパス「Architectural Productsで社会を幸せにする会社。」を実現するため、「商品による社会価値の提供とモノづくり改革の実現」を事業方針に掲げ、国内外A P 事業一体となった活動を推進します。商品による社会価値の提供では、安全・安心・省エネ・健康・省施工・防災・換気等、社会の要請に応える商品を提供してまいります。モノづくり改革の実現では、工機部門の融合による技術力強化、プラットフォーム化・スマートファクトリー化によりモノづくり改革を進めるとともに、カーボンニュートラルに向けた技術開発にも取り組んでまいります。

原材料・資材価格の高騰への対応としては、まず営業では、価格改定の確実な実行と売価管理の徹底、高付加価値化の更なる推進を実行します。開発では、『省材料』『省施工』『省エネ』開発推進によるコストダウンと新技術・新材料、商品価値向上への挑戦を行っていきます。製造では、資材高騰・調達リスクへ徹底したコストダウンを行うとともに、DX推進とプラットフォーム化によるスマートファクトリーの稼働、カーボンニュートラル実現への技術深耕を図ります。全社対応としては、計画した設備投資の見直しと経費の抑制を行ってまいります。

住宅事業では、カーボンニュートラルに向けた住宅の省エネ化に貢献すべく、樹脂窓を中心とした窓の高断熱化と機能・デザインによる高付加価値化を推進します。窓の高断熱化については、住宅性能表示制度の省エネ上位等級の新設などを背景に一層拡大する高断熱窓需要に対応し、樹脂障子とアルミ樹脂複合枠を組み合わせた大開口商品の追加等を実施します。高付加価値化については、新リモコンシャッターや顔認証キーと自動開閉を組み合わせた玄関引戸など、機能性・デザイン性を高めた新商品を発売し、需要創造に取り組んでまいります。

エクステリア事業では、新築・外構分野においては、注文住宅に対して建物と外構の付加価値提案を、分譲住宅に対して建物と外構の街並み統一提案を強化します。後付け・リフォーム分野においては、「新折板屋根 ジーポートP r o」による付加価値提案や、「新アルミ屋根 ルシアスカーポート」によるコーディネート提案を行い、販売を強化してまいります。

ビル事業では、受注拡大に向けた首都圏強化と改装強化に取り組めます。首都圏強化においては、営業体制と商品提案の強化、さらに製造供給体制再編に向けて埼玉新工場を建設し、製造供給力を強化してまいります。改装強化では、断熱・換気等のニーズに対する提案を強化し、需要創造に取り組めます。



海外においては、北米のビル建材では西海岸での営業強化と断熱商品の販売拡大、住宅建材では新規顧客の開拓、エリーAP社では追求物件の営業強化による受注拡大を図ります。中国では、商品のコストダウンと中級商品の販売拡大、改装事業の拡大及び玄関ドア市場への本格参入に取り組みます。台湾では新商品投入による中高級ゾーンへの参入、インドネシアでは新規チャンネル開拓と新商品投入による販売拡大、そしてインドでは高付加価値商品の提案と南部地域の営業強化に取り組みます。また、ファサード事業においては、改装物件と中規模物件の受注拡大を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

## 8. 主要な事業セグメント (2022年3月31日現在)

区 分	主要な事業内容
ファスニング事業	各種ファスナー、ファスナー用部品、ファスナー材料、スナップ・ファスナー、ボタン等の製造販売
A P 事業	住宅用窓・サッシ、ビル用窓・サッシ、室内建具、エクステリア、型材製品、建材用部品等の製造販売

## 9. 主要拠点等 (2022年3月31日現在)

当 社 本 社	東京都千代田区
黒 部 事 業 所	富山県黒部市
子 会 社	
国内拠点	YKK AP(株) (東京都、富山県、宮城県、熊本県、香川県、埼玉県)
海外拠点 (国/地域)	YKK韓国社 (韓国)、YKK台湾社 (台湾)、YKK U.S.A.社 (米国)、YKKトルコ社 (トルコ)、YKKバングラデシュ社 (バングラデシュ)、YKKベトナム社 (ベトナム)、YKKインドネシア社 (インドネシア)、YKKジプコ・インドネシア社 (インドネシア)、大連YKKジッパー社 (中国)、上海YKKジッパー社 (中国)、YKK深圳社 (中国)、YKK香港社 (中国)、YKK APアメリカ社 (米国)、YKKアルミニウム・オーストラリア社 (オーストラリア)

## 10. 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
ファスニング事業	名 26,461	名 (増) 89
A P 事業	16,788	(減) 163
そ の 他	639	(減) 22
全 社 ( 共 通 )	522	(減) 4
合 計	44,410	(減) 100

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。  
2. 前連結会計年度末比増減は、組織再編に伴い、過年度の数値を組み替えたうえで算出しております。

## 11. 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

名 称	資 本 金	議 決 権 比 率		主 要 な 事 業 内 容
		直 接	間 接	
		%	%	
Y K K 韓 国 社	5,825百万韓国ウォン	100.0	-	ファスニングの製造販売
Y K K 台 湾 社	100,000千台湾ドル	73.8	-	ファスニングの製造販売
YKKコーポレーション・オブ・アメリカ	66,000千米ドル	100.0	-	北中南米地域の統括
Y K K U . S . A . 社	15,000千米ドル	-	100.0	ファスニングの製造販売
YKKホールディング・ヨーロッパ社	47,832千ユーロ	100.0	-	欧州・中東・アフリカ地域の統括
Y K K ト ル コ 社	27,245千トルコリラ	-	100.0	ファスニングの製造販売
YKKホールディング・アジア社	383,859千シンガポールドル	100.0	-	中国・日本以外のアジア地域の統括
Y K K バングラデシュ社	16,000千米ドル	-	100.0	ファスニングの製造販売
Y K K ベトナム社	15,171千米ドル	-	100.0	ファスニングの製造販売
Y K K インドネシア社	6,320千米ドル	-	69.7	ファスニングの製造販売
YKKジプコ・インドネシア社	127,300千米ドル	0.5	99.5	ファスニングの製造販売
Y K K 中 国 投 資 社	401,200千米ドル	100.0	-	中国地域の統括
大連 Y K K ジ ッ パ ー 社	80,000千米ドル	-	100.0	ファスニングの製造販売
上海 Y K K ジ ッ パ ー 社	77,300千米ドル	-	100.0	ファスニングの製造販売
Y K K 深 圳 社	98,000千米ドル	-	100.0	ファスニングの製造販売
Y K K 香 港 社	11,000千香港ドル	100.0	-	ファスニングの製造販売
Y K K A P (株)	14,000百万円	100.0	-	建材の製造販売
Y K K A P ア メ リ カ 社	68,000千米ドル	-	100.0	建材の製造販売
Y K K 不 動 産 (株)	180百万円	100.0	-	不動産の売買・賃貸・管理
YKKビジネスサポート(株)	100百万円	100.0	-	事務請負サービス
YKKアルミニウム・オーストラリア社	36,925千豪ドル	100.0	-	アルミ地金販売

(注) 当期末日における特定完全子会社（完全子会社等の株式の帳簿価額が当社の総資産額の5分の1を超える場合における当該完全子会社等）の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社名称：Y K K A P (株)

特定完全子会社住所：東京都千代田区神田和泉町1番地

特定完全子会社株式の帳簿価額：111,400百万円

当社総資産額：499,243百万円

## 12. 主要な借入先及び借入額（2022年3月31日現在）

借 入 先					借 入 金 残 高
					百万円
(株)	み	ず	ほ	銀 行	2,064
(株)	三	菱	U	F J 銀 行	1,500

## 13. その他

当社及び複数の子会社は、米国において、AU New Haven, LLCとTrelleborg Coated Systems US, Inc.から、ファスニング事業分野における特許侵害等を理由として、2015年5月1日付で訴訟を提起されました。

本件訴訟は依然係属中であり、当社らは、米国の法律事務所を代理人に起用し、適切に対応しております。

## Ⅱ. 会社の状況に関する事項

### 1. 株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,260,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,199,240.05株（うち自己株式377.00株）
- (3) 株主数 9,183名（端株主3,071名を含む）
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
Y K K 恒 友 会 （ 従 業 員 持 株 会 ）	257,882.00 <sup>株</sup>	21.51 <sup>%</sup>
(有) 吉 田 興 産	168,565.30	14.06
(株) み ず ほ 銀 行	59,448.00	4.96
吉 田 忠 裕	55,941.85	4.67
(株) 北 陸 銀 行	36,291.00	3.03
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	32,000.00	2.67
吉 田 政 裕	30,136.90	2.51
吉 川 美 知 子	20,107.90	1.68
吉 田 直 人	19,930.50	1.66
田 中 ゆ か り	16,724.10	1.39

(注) 持株比率は、自己株式（377.00株）を控除して計算しております。



4. 当社は執行役員制度を採用しており、2022年5月1日現在の各執行役員の役位、氏名及び担当又は主な役職は、次のとおりであります。

※印は取締役

役位	氏名	担当又は主な役職
※社社長	大谷 裕明	営業本部長
※社副社長	松嶋 耕一	製造・技術本部長
※社副社長	池田 文夫	管理本部長
※社副社長	本田 聡一	黒部事業所長
執行役員	浅野 慎一	営業本部 商品戦略・開発統括部長
執行役員	米島 久嗣	営業本部 商品戦略・開発統括部 商品戦略部長
執行役員	西崎 誠	営業本部 グローバルマーケティンググループ長
執行役員	九九 孝司	営業本部 商品戦略・開発統括部 商品開発部長
執行役員	佐藤 靖浩	製造・技術本部 生産技術部長
執行役員	浪指 智	製造・技術本部 生産技術部 チェーン技術開発室長
執行役員	上坂 朋正	製造・技術本部 生産技術部 スライダ―技術開発室長
執行役員	木本 敏宏	製造・技術本部 生産技術部 仕上技術開発室長
執行役員	富田 雅人	製造・技術本部 機械製造部長
執行役員	松井 勇峰	製造・技術本部 製造・技術企画室長
執行役員	小林 喜子	管理本部 総務部長
執行役員	小林 聖子	管理本部 法務・知的財産部長
執行役員	湯本 克也	管理本部 人事部長
執行役員	寺田 創博	管理本部 財務・経理部長
執行役員	太刀川 博	管理本部 情報システム部長
執行役員	六車 伸一	S & B 推進部長
執行役員	北原 裕二	ジャパンカンパニー プレジデント
執行役員	山本 徹志	ジャパンカンパニー 製造統括部長
執行役員	橋本 久光	経営企画室長
執行役員	松本 宏司	監査室長
執行役員	青島 宏幸	テクノロジ―・イノベーションセンター 技術戦略推進室長
執行役員	喜多 和彦	事業管理室長
執行役員	古川 裕二	品質管理・保証部長
執行役員	二口 雅彦	サステナビリティ推進室長
執行役員	吉岡 麻子	調達・ロジスティクス室長
執行役員	青木 孝之	環境・安全管理部長
執行役員	前田 稔	YKK U.S.A.社社長 (兼) Americas 事業総括
執行役員	ジョン・スミス	YKKベトナム社社長 (兼) ASEAN 事業総括
執行役員	敷田 透	上海YKKジッパー社社長 (兼) 中国事業総括
執行役員	坪島 広和	

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社であるYKK AP(株)の全取締役、監査役、執行役員及び専門役員等であります。当該保険の保険料は全て当社及びYKK AP(株)が負担しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしておりますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役の個人別報酬等の決定に関する方針

当社は、2022年3月31日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値を持続的に向上させ、株主に対する安定配当を実施することとの整合性を勘案し、かつ業績向上の意識を高めるべく当社業績を考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、短期報酬としての基本報酬および役員賞与、ならびに長期報酬としての退職慰労金により構成する。報酬は金銭報酬とし、非金銭報酬は支給しない。

b. 基本報酬および退職慰労金の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬は、月額かつ固定とし、役位および職責に応じて他社水準、報酬決定時の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。退職慰労金は、役位および職責に応じて在籍1年ごとに加算される慰労金年額の累積額を基礎とし、取締役の在任期間中の功績や退任時の業績等を総合的に勘案して決定するものとし、退任時に支給する。

c. 業績連動報酬（役員賞与）の額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬（役員賞与）は、事業年度ごとのグループ全体の業績向上に対する意識を高めるため、単年度の連結業績に応じて決定することを基本方針とする。具体的には、株主に対する安定配当を重視する当社の配当基本方針との整合性を勘案して、親会社株主に



帰属する当期純利益を用いて算出した額を基準とし、毎年、事業年度末後の一定の時期に支給する。業績連動報酬の額は、基本報酬月額の上限とし、親会社株主に帰属する当期純利益がマイナスとなる場合には、支給しない。

d. 基本報酬および業績連動報酬（役員賞与）等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社は、取締役の個人別の報酬等のうち、基本報酬の割合をより高く設定し、報酬体系全体として、中長期での企業価値向上を図る方針とする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

基本報酬および役員賞与については、代表取締役会長が取締役会決議にもとづき委任を受け、個人別の報酬額の具体的内容を決定するものとする。代表取締役会長に委任する権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の役員賞与の配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、取締役の報酬に関する内規を定めるものとし、代表取締役会長は、当該内規の内容に従って当該権限を行使するものとする。退職慰労金の金額については、株主総会の一任決議を経て、取締役会の決議によりこれを定める。

上記の権限が適切に行使されるよう、取締役会の諮問委員会として指名・報酬委員会を設置する。同委員会は、取締役会の決議により社外取締役1名以上を含む3名以上で構成する。同委員会は、取締役、執行役員等の報酬に関する方針・制度、報酬の基準・額、報酬内規の制定・改廃、業績評価等に関する事項を審議し、その結果を取締役会に答申する。取締役会および取締役会の委任を受けた代表取締役会長は、同委員会の審議結果を最大限尊重して意思決定を行う。

## ②当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		支給人数 (名)
		基本報酬等	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	383 (26)	285 (16)	98 (10)	10 (2)
監査役 (うち社外監査役)	61 (37)	40 (22)	21 (15)	4 (3)
計 (うち社外役員)	445 (64)	326 (39)	119 (25)	14 (5)

(注) 1. 上記の基本報酬等の総額には、基本報酬（月額かつ固定での金銭報酬）のほか、当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した59百万円（うち社外取締役2百万円、社外監査役3百万円）が含まれております。

2. 業績連動報酬（役員賞与）については、事業年度ごとのグループ全体の業績向上に対する意識を高めるため、単年度の連結業績に応じて決定することを基本方針としております。具体的には、株主に対する安定配当を重視する当社の配当基本方針との整合性を勘案して、親会社株主に帰属する当期純利益を用いて算出した額を基準とし、毎年、事業年度末後の一定の時期に支給いたします。業績連動報酬の額は、基本報酬月額12ヵ月分を上限とし、親会社株主に帰属する当期純利益がマイナスとなる場合には、支給いたしません。なお、2021年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、44,097百万円でありました。
3. 取締役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の第70回定時株主総会において月額30百万円（執行役員兼務取締役の執行役員給与相当額を含む）と決議いただいております。なお、上記決議時において、取締役の員数は9名でありました。
4. 監査役の報酬限度額は、1996年6月27日開催の第61回定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。なお、上記決議時において、監査役の員数は5名でありました。
5. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項  
当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額については、株主総会で承認を得た範囲内で、各取締役の月額固定報酬及び賞与の総額を決定するとともに、報酬決定に係る機動的な対応を可能とするため、各取締役の月額固定報酬及び賞与の個別の報酬額を確定させることを代表取締役会長である猿丸雅之に一任し、同氏が当該個別の報酬額を決定いたしました。取締役会は、上記委任に際して、同氏により当該決定権限が適切に行使されるようにするための措置として、同氏は取締役の報酬に関する内規に従って当該権限を行使するものとし、かつ、指名・報酬委員会から取締役会に対する審議答申結果を最大限尊重しなければならないこととしております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 社外取締役の状況

##### ア. 重要な兼職先と当社との関係

氏名	兼職先	兼職の内容	兼職先と当社との関係
小野桂之介	久光製薬(株)	社外監査役	当社との取引関係はありません。
大澤佳雄	(株)許斐	取締役会長	当社との取引関係はありません。

##### イ. 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役の果たすべき役割の内容の概要

取締役 小野桂之介氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席しております。同氏は、大学の教授職等として長年にわたり経営管理を研究し、また、他企業の社外役員等の経験も有しており、その専門的見地と豊富な経験に基づく客観的な視点から、当社の経営全般についての発言・提言を随時行っております。なお、同氏は当事業年度に10回開催された指名・報酬委員会の委員として役員候補者の選定や役員報酬の決定の審議に携わり、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。

取締役 大澤佳雄氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席しております。同氏は、大手企業の経営者を務めた経験を有しており、その豊富な経験と高い見識に基づく客観的な視点から、当社の経営全般についての発言・提言を行ってお

ります。なお、同氏は当事業年度に10回開催された指名・報酬委員会の委員として役員候補者の選定や役員報酬の決定の審議に携わり、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。

## ② 社外監査役の状況

### ア. 重要な兼職先と当社との関係

氏名	兼職先	兼職の内容	兼職先と当社との関係
河井 聡	森・濱田松本法律事務所	パートナー弁護士	当社は兼職先法律事務所より各種法的助言を受けております。
秋山 洋	柳田国際法律事務所	パートナー弁護士	当社は兼職先法律事務所より各種法的助言を受けております。
柳田 直樹	柳田国際法律事務所	パートナー弁護士	当社は兼職先法律事務所より各種法的助言を受けております。
	SOMPOホールディングス(株)	社外取締役	当社は兼職先の子会社である損害保険ジャパン(株)との間に損害保険の取引関係があります。
	(株)クスリのアオキホールディングス	社外取締役	当社との取引関係はありません。
	学校法人 早稲田大学	監事	当社との取引関係はありません。

### イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会には、河井聡氏が13回中13回、秋山洋氏が13回中13回、柳田直樹氏が13回中13回出席し、それぞれの専門的な見地から、適宜質問し意見を述べております。

監査役会には、河井聡氏が14回中14回、秋山洋氏が14回中14回、柳田直樹氏が14回中14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

### 3. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	90百万円
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	139百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等が明確に区分されておらず、実質的にも区分できないため、①の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、内部監査の高度化に向けた助言業務についての対価を支払っております。

3. 重要な子会社の計算関係書類監査を行う者に関する事項

当社の重要な子会社のうち、Y K Kコーポレーション・オブ・アメリカ、Y K K U.S.A.社ほか16社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

4. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案します。

### Ⅲ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制並びにその運用状況

#### 1. YKKグループの業務遂行に関する内部統制体制

- (1) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

##### 【体制①】

当社取締役は、取締役会規程その他の必要な社内規程を整備するなどして法令及び定款に適合した適切な業務執行を行います。

##### 【運用状況①】

当社取締役は、取締役会規程、取締役執務規程を遵守し、職務分掌に基づいて適切な業務執行を行っています。

##### 【体制②】

コンプライアンスに関する事項を担当する取締役及び執行役員を任命するほか、専任の組織を設置するなどして、コンプライアンス態勢の整備及び強化を図ります。コンプライアンス担当取締役は、当社取締役に対し、定期的にコンプライアンス態勢の整備状況等について報告します。また、各組織における適切なコンプライアンス推進活動を展開するため、コンプライアンス委員会を設置します。

##### 【運用状況②】

当社は、コンプライアンス担当取締役を任命するとともに、コンプライアンス担当執行役員のもとに専任組織を設置し、コンプライアンス社外アドバイザーと連携して、YKKグループのコンプライアンス態勢の整備を図っています。コンプライアンス担当取締役は、当社取締役・当社監査役に、2021年度は4回にわたり報告しました。

また、2022年3月に、コンプライアンス委員会が開催され、主として各事業・各地域のコンプライアンス活動報告・重点施策及びYKK Global Criteria of Compliance (YGC C) 監査結果等について報告及び討議されました。

##### 【体制③】

当社取締役、執行役員、グループ執行役員及び専門役員（以下執行役員、グループ執行役員及び専門役員を総称して、「執行役員等」といいます。）に対し、法令、定款及び社内規程等の遵守を徹底します。

##### 【運用状況③】

2021年度は、取締役及び執行役員等に対し、弁護士等による独占禁止法、グローバルリスク管理、ハラスメント及びビジネスと人権に関する研修として4回実施されました。また、研修終了後、出席者は、職務遂行において法令を遵守する旨の誓約書を当社に提出しました。

##### 【体制④】

当社及びその連結子会社（以下「YKKグループ各社」といいます。）の取締役及び社員が遵守すべき行動規範を策定し、その周知徹底を図るとともに、YKKグループ各社のコ

ンプライアンスプログラムを効果的・効率的に実行するための指標を整備し、これを運用します。

**【運用状況④】**

2008年に策定した「Y K Kグループ行動指針(YKK Group Code of Conduct)」を2021年に改定し、各種研修等を通じて、取締役及び社員に対する周知徹底を図っています。

また、Y K Kグループ各社が、適切で効果的なコンプライアンスプログラムを確実に展開・実行することを目的としたコンプライアンス指標として、Y G C Cを2013年4月に設定し、これを随時更新するとともに、Y K Kグループ各社において、Y G C Cに基づく定期的な評価と改善活動を実施しています。2021年度は、日本はもとより海外各社においてセルフチェックを中心としつつ一部外部監査を行った上、必要な是正対策及び完了時期を定めるなどの対応をとりました。

**【体制⑤】**

内部通報制度の整備と適切な運用を通じて、通報者の保護を図りつつ、コンプライアンス違反の早期発見と解決に努めます。

**【運用状況⑤】**

日本国内において「Y K Kグループ内部通報制度」を2006年1月に設置し、継続運用しています。また、海外のY K Kグループ各社においても、同様の内部通報制度を整備・運用しています。

**【体制⑥】**

反社会的勢力との関係遮断を基本方針とし、便益の供与を請求された場合でも毅然とした態度で拒絶します。

**【運用状況⑥】**

「Y K Kグループ行動指針」に反社会的勢力との関係遮断を明記していることに加え、反社会的勢力対応規程やその運用ガイドラインを制定・運用し、総務部が警察や暴力団追放運動推進都民センター等の外部機関との信頼関係の構築及び連携に努めるとともに、反社会的勢力との関わりを防止するための各種取引契約書条項の見直しを行っています。

**【体制⑦】**

当社に内部監査部門を設置してY K Kグループ各社の業務執行状況を監査するなど、内部監査体制の充実を図ります。

**【運用状況⑦】**

監査室は、年度監査計画に基づき、適法性・合理性等の観点からY K Kグループ各社に対する内部監査を実施し、会長・社長・取締役会・監査役会等に監査結果を定期的に報告しています。2021年度は、販売管理、債権管理、購買管理、在庫管理、固定資産管理といった主要業務プロセスを主な監査対象プロセスとし、業務監査に貿易管理、品質管理、情報セキュリティ、技術資産管理、労務管理、下請法対応等のコンプライアンス監査を織り込みました。

- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

【体制】

当社の取締役の職務執行に係る情報及びその他の重要な文書について、関係法令及び社内規程に基づき、所管部門に対し適切に作成、保存及び管理させます。

【運用状況】

当社は、取締役会、経営戦略会議等の重要な会議の議事録を作成し、議事の経過の要領、その結果及び重要な発言内容等を的確に記載し、所管部門が適切に保存・管理しています。また、文書管理規程・情報セキュリティ規程等の社内規程に基づき、その他の重要な文書（電磁的記録を含みます。）の保存年限を定め、適切な文書管理を実施しています。

- (3) YKKグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【体制】

リスクマネジメントに関する事項を担当する取締役を任命するほか、リスクマネジメントを推進するのに必要となる委員会その他の組織を設置するなどして、リスクマネジメント体制の整備及び強化を図ります。

【運用状況】

当社は、CRO(最高リスクマネジメント責任者)を2005年4月に任命しました。2021年度は、リスクの種類に応じて5つの委員会が設置されており、品質委員会を2回、貿易管理委員会、危機管理委員会、技術資産管理委員会及び情報セキュリティ委員会をそれぞれ3回開催しました。

また、CFO(最高財務責任者)を2005年4月に任命し、YKKグループの財務リスク管理基本方針を策定しました。投資リスクに対しては、CFOを委員長とする2006年2月設置の投資審議会を2021年4月に投資委員会に改組し、YKKグループにおける投資リスクを適切に管理する体制を拡充しています。2021年度は投資委員会を7回開催しました。なお、CFOは、2008年4月より財務報告に係る内部統制を運用・推進しています。

さらに、当社は、YKKグループにおけるリスクの発生時の対応については、「リスク対応ガイドライン」を作成し、適切かつ迅速な対応を行うよう規定しています。

- (4) 当社の取締役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

【体制①】

当社は、経営の意思決定・監督と業務執行を分離することにより迅速な意思決定と業務執行を実現させるとともに執行状況を適切に監督します。

【運用状況①】

当社は、経営と執行の分離により迅速な事業・業務執行を図ることを目的として、1999年6月に執行役員制度を導入しました。これにより、取締役はグループ全体最適の実現に向けて専心する一方、執行役員等は取締役会で決定された方針に従い、個々の事業・業務を責任と権限をもって執行しています。

また、2021年4月、7月、10月及び2022年1月と四半期ごとに当社経営戦略会議メンバー及び執行役員等を招集し、執行役員等の業務執行状況を把握するために執行役員会議を開催しました。

**【体制②】**

YKKグループの経営理念・経営方針・経営戦略及び重要な取締役会決議事項等については、多面的で十分な討議を行った上で慎重に決定するために、当社に経営戦略会議を設置します。

**【運用状況②】**

当社は、経営戦略会議を2003年7月に設置し、2021年度は13回開催されました。

**【体制③】**

YKKグループが中長期的に持続的成長するための経営上の重要課題については、重要会議体を設置し、適切に審議し、管理監督します。

**【運用状況③】**

2021年度に経営戦略会議のもとに設置されたサステナビリティ委員会については、基本方針である持続可能な社会づくりへの貢献に基づき、YKKサステナビリティ・ビジョン2050目標の達成という観点から、関連する政策の2021年度進捗状況を、2021年6月及び2022年3月の経営戦略会議にて報告しました。

また、サステナビリティへの対応や事業環境の変化から、デジタル技術活用の動きが加速する中、当社はデジタル化を進める顧客へのデータ提供等のサービス強化を行うとともに、社内プロセスの効率化やデジタルツールを活かした新たな業務設計に取り組んでいます。

(5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

**【体制】**

ファスニング事業における経営体制については、地域統括会社によるガバナンスの役割と、商品や商流の特性等を考慮した事業地域ごとに置かれた事業総括による事業推進の役割を明確に分けた体制とします。

YKK A P 株式会社（以下「A P」といいます。）がA P事業を担当し、A P事業の特性に合わせた事業執行体制とします。当社の一部の取締役が、A Pの取締役を兼任することで、A Pの取締役会における業務執行状況等の報告を確認するほか、A Pの取締役又は関係執行役員が直接当社取締役会に対して定期的に業務執行状況等を報告します。

また、この体制のもとで任命された執行役員等の責任者に対し、関連する社内規程等に基づき重要な経営課題や経営成績等を当社の取締役会を含む重要会議体等で決議、又は報告させます。

**【運用状況】**

ファスニング事業において、東アジア、Americas、EMEA、ASAO、中国の5つの地域に区分する地域経営体制とし、執行役員又はグループ執行役員が、2021年度に4回開催されたグループ執行役員会議において、その地域の子会社の資本管理とガバナンスの状況を当



社に報告しています。また、日本、Americas、Europe、ISAMEA、ASEAN、中国の6つの事業地域を設け、各地域の事業総括を中心とした事業運営を行い、経営戦略会議、事業計画会議等において、当社に事業の状況を報告しています。

2021年度において、A Pの取締役会は、13回開催され、A Pの取締役を兼任する二人の当社の取締役は、そのすべての取締役会に参加しました。また、A Pの取締役等による当社取締役会への業務執行状況報告についても4回実施しました。

さらに、子会社が執行する業務のうち重要事項については、取締役会規程に基づき、当社の取締役会で決議し、又は報告させているほか、当社の取締役会において、毎月担当取締役から連結月次業績報告を受けることにより、子会社の経営成績及び財政状態を適切に把握しています。

## 2. 監査役の職務遂行に関する事項

- (1) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

### 【体制】

監査役の業務を補助するため、業務執行組織から独立した専任の組織及び補助者を配置します。当該補助者は監査役の指揮命令に従わなければならないものとし、その異動、評価については、監査役の同意を得て実施します。

### 【運用状況】

当社は、2007年4月1日付で監査役会事務局を設置し、監査役の指揮命令の下で監査役業務を補助する専任スタッフを配置しています。また、監査役会事務局の使用人の異動及び評価については、当社監査役の同意を必要としています。

- (2) 当社の取締役及び使用人、当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

### 【体制①】

YKKグループの取締役及び使用人等（当社の子会社の監査役を含みます。）は、重要な職務の執行状況等について当社の監査役に適宜報告する体制を整備します。

### 【運用状況①】

当社及び当社子会社の重要な業務執行及び内部統制システムの整備状況等について、適宜当社監査役に報告するほか、会社に重大な影響を及ぼす事実が発覚した場合には、速やかに当社監査役に報告しています。

また、当社監査役がAP、YKKビジネスサポート株式会社及びYKK不動産株式会社といった重要な国内子会社の監査役を兼任する体制をとり、また、国外の子会社の監査役及び内部監査担当部門は、定期的あるいは当社監査役からの要求に応じて随時、必要事項を報告しています。

### 【体制②】

YKKグループの設置する内部通報窓口への重要な通報案件については、適宜当社監査役に報告します。

### 【運用状況②】

YKKグループ内部通報制度事務局は、当社監査役に対し、内部通報窓口への通報状況を定期的に報告するほか、内部通報制度で重大な法令違反行為が発覚した場合、通報内容と調査結果を報告しています。

- (3) 前号の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

【体制】

当社は、監査役に報告した者に対する不利な取扱いを禁止します。

【運用状況】

当社は、当社監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行っていません。なお、「YKKグループ内部通報規程」において、通報者が通報をしたことを理由として、当該通報者に対していかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨、及び通報者に対して、通報をしたことを理由として不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含みます。）には、就業規則等に従い処分することができる旨を定めています。

- (4) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

【体制】

当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を法令及び定款等の定めに従い適切に支弁します。

【運用状況】

当社は、当社監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するなど、法令及び定款等の定めに従い適切に監査役職務の執行に関する費用等を支弁しています。

- (5) その他当社の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

【体制】

当社は、監査役職務の監査の実効性確保を目的として、取締役会のほか重要な会議体に監査役が出席できる体制を整備するとともに取締役や内部監査部門その他監査役の要請する執行部門との意見交換の場を定期的に設定します。

【運用状況】

当社の監査役は、当社の取締役会に出席するほか、経営戦略会議等の重要な会議に出席できるものとしています。

また、当社の会長及び社長は、当社監査役との意見交換会を2021年度は年4回実施しています。

さらに、当社の内部監査部門等は、その活動内容について、適宜当社監査役へ報告するなど、連携を図り、監査役職務の実効性の向上に協力しています。

(注) 本事業報告中の金額及び株数については表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入しております。

## 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>665,701</b>
現金及び預金	266,275
受取手形、売掛金及び契約資産	196,130
有価証券	4,218
棚卸資産	165,982
その他の流動資産	35,600
貸倒引当金	△2,506
<b>固定資産</b>	<b>491,239</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>397,242</b>
建物及び構築物	152,724
機械装置及び運搬具	135,685
土地	64,833
建設仮勘定	14,765
その他の有形固定資産	29,232
<b>無形固定資産</b>	<b>26,453</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>67,544</b>
投資有価証券	35,933
繰延税金資産	15,132
その他の投資	17,452
貸倒引当金	△974
<b>資産合計</b>	<b>1,156,941</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>212,606</b>
支払手形及び買掛金	76,507
短期借入金	4,677
1年内返済予定の長期借入金	6
未払法人税等	6,524
賞与引当金	18,973
従業員等預り金	36,707
その他の流動負債	69,210
<b>固定負債</b>	<b>107,071</b>
社債	10,000
長期借入金	2,027
繰延税金負債	7,318
退職給付に係る負債	73,003
役員退職慰労引当金	509
その他の固定負債	14,212
<b>負債合計</b>	<b>319,677</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>808,384</b>
資本金	11,992
資本剰余金	35,364
利益剰余金	761,048
自己株式	△20
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>9,270</b>
その他有価証券評価差額金	13,619
繰延ヘッジ損益	2,872
為替換算調整勘定	24,086
退職給付に係る調整累計額	△31,306
<b>非支配株主持分</b>	<b>19,608</b>
<b>純資産合計</b>	<b>837,264</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,156,941</b>

## 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		797,019
売上原価		518,713
売上総利益		278,305
販売費及び一般管理費		218,144
営業利益		60,161
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,421	
為替差益	1,072	
その他の営業外収益	3,290	6,784
営業外費用		
支払利息	837	
デリバティブ評価損	565	
その他の営業外費用	1,578	2,981
経常利益		63,964
特別利益		
固定資産売却益	286	
その他の特別利益	4	290
特別損失		
固定資産売却損及び除却損	2,446	
災害による損失	590	
その他の特別損失	1,697	4,734
税金等調整前当期純利益		59,520
法人税、住民税及び事業税	16,231	
法人税等調整額	△1,882	14,348
当期純利益		45,172
非支配株主に帰属する当期純利益		1,074
親会社株主に帰属する当期純利益		44,097

## 連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) (単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	11,992	35,360	719,828	△18	767,162
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△2,877		△2,877
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			44,097		44,097
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		3			3
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	3	41,220	△2	41,222
当 期 末 残 高	11,992	35,364	761,048	△20	808,384

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	6,607	959	△23,768	△32,608	△48,809	17,174	735,527
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当					-		△2,877
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					-		44,097
自 己 株 式 の 取 得					-		△2
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					-		3
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	7,012	1,912	47,855	1,301	58,080	2,433	60,514
連結会計年度中の変動額合計	7,012	1,912	47,855	1,301	58,080	2,433	101,736
当 期 末 残 高	13,619	2,872	24,086	△31,306	9,270	19,608	837,264

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>143,293</b>
現金及び預金	76,139
受取手形	1,540
売掛金	13,568
有価証券	3,000
商品及び製品	2,168
仕掛品	10,185
原材料及び貯蔵品	4,443
短期貸付金	10,754
その他の流動資産	21,788
貸倒引当金	△296
<b>固定資産</b>	<b>355,950</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>83,162</b>
建物	37,501
構築物	4,136
機械及び装置	19,161
車両運搬具	357
工具、器具及び備品	3,092
土地	17,665
建設仮勘定	1,247
<b>無形固定資産</b>	<b>4,267</b>
ソフトウェア	3,608
その他の無形固定資産	659
<b>投資その他の資産</b>	<b>268,520</b>
投資有価証券	9,217
関係会社株式	248,258
繰延税金資産	2,743
関係会社長期貸付金	5,400
その他の投資	2,915
貸倒引当金	△14
<b>資産合計</b>	<b>499,243</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>88,119</b>
支払手形	2,139
買掛金	4,531
短期借入金	4,500
未払金	4,937
未払費用	2,144
未払法人税等	1,403
預り金	51,618
賞与引当金	3,717
従業員等預り金	11,489
その他の流動負債	1,637
<b>固定負債</b>	<b>32,213</b>
社債	10,000
長期借入金	2,000
退職給付引当金	8,837
役員退職慰労引当金	509
その他の固定負債	10,867
<b>負債合計</b>	<b>120,333</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>376,874</b>
<b>資本金</b>	<b>11,992</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>35,261</b>
資本準備金	35,261
<b>利益剰余金</b>	<b>329,641</b>
利益準備金	2,666
その他利益剰余金	326,974
配当準備積立金	2,900
海外投資等損失積立金	7,500
買換資産圧縮積立金	6
別途積立金	299,100
繰越利益剰余金	17,467
<b>自己株式</b>	<b>△20</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>2,035</b>
その他有価証券評価差額金	2,232
繰延ヘッジ損益	△196
<b>純資産合計</b>	<b>378,910</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>499,243</b>

## 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		91,012
売上原価		58,890
売上総利益		32,121
販売費及び一般管理費		39,307
営業損失		7,185
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	20,089	
固定資産貸与料	2,754	
為替差益	915	
その他の営業外収益	331	24,090
<b>営業外費用</b>		
支払利息	253	
貸与資産関係費用	2,166	
その他の営業外費用	525	2,945
<b>経常利益</b>		<b>13,959</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	2	
その他の特別利益	0	2
<b>特別損失</b>		
固定資産売却損及び除却損	1,516	
その他の特別損失	342	1,858
<b>税引前当期純利益</b>		<b>12,103</b>
法人税、住民税及び事業税	△2,590	
法人税等調整額	△1,075	△3,665
<b>当期純利益</b>		<b>15,769</b>



## 株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					利益剰余金 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				配当準備 積立金	海外投資等 損失積立金	買換資産圧 縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	11,992	35,261	2,666	2,900	7,500	50	301,500	3,568	318,186
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								△2,877	△2,877
当 期 純 利 益								15,769	15,769
買換資産圧縮積立金の 取崩						△44		44	-
別途積立金の取崩							△2,400	2,400	-
自己株式の取得									-
吸収分割による減少 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								△1,437	△1,437
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△44	△2,400	13,898	11,454
当 期 末 残 高	11,992	35,261	2,666	2,900	7,500	6	299,100	17,467	329,641

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△18	365,421	1,771	△178	1,593	367,014
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△2,877			-	△2,877
当 期 純 利 益		15,769			-	15,769
買換資産圧縮積立金の 取崩		-			-	-
別途積立金の取崩		-			-	-
自己株式の取得	△2	△2			-	△2
吸収分割による減少 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		△1,437			-	△1,437
当 期 変 動 額 合 計	△2	11,452	460	△18	442	11,895
当 期 末 残 高	△20	376,874	2,232	△196	2,035	378,910

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

Y K K 株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 崎 隆 浩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 屋 誠三郎  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 宮 正 俊  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Y K K 株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Y K K 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

Y K K 株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 隆 浩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大屋 誠三郎  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小宮 正 俊  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Y K K 株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

Y K K株式会社	監 査 役 会
社外監査役	河 井 聡 ㊟
常勤監査役	永 田 清 貴 ㊟
社外監査役	秋 山 洋 ㊟
社外監査役	柳 田 直 樹 ㊟

以 上



||||||| 【株主総会会場ご案内略図】 |||||



Y K K 50ビル 3階会議場  
 〒938-8601 富山県黒部市吉田200番地  
 電話 03-3864-2033(株式関係お問合せ)  
 0765-54-8000(株主総会会場 窓口)

<公共交通機関をご利用の場合>

- あいの風とやま鉄道黒部駅より タクシー・約10分
- あいの風とやま鉄道生地駅より 徒歩・約15分
- 黒部宇奈月温泉駅より タクシー・約17分

<お車をご利用の場合>

- 北陸自動車道・黒部ICより → 車・約15分

【送迎車のご案内】

以下の駅より送迎車をご用意しております。

- ・黒部宇奈月温泉駅前 8：10発
- ・あいの風とやま鉄道黒部駅前 8：35発

利用希望の株主様は、出発予定時刻15分前より、駅改札前にお集まりください。

また、株主総会終了後も、会場から両駅まで運行いたします。

(終了後の発車時刻につきましては、当日ご案内いたします。)

【株主様へのお願い】

株主総会にご出席になる株主様には、会場へのご入場(送迎車へのご乗車、及び当社敷地内への車又は徒歩でのお立ち入りを含む)までに議決権行使書のご提示をお願いすることがありますので、ご来場の際にはお手元にご用意くださいますようお願い申し上げます。場合によりましては、身分証明書のご提示をお願いすることもありますので、予めご了承ください。なお、受付開始時間は、午前8時を予定しております。